

【2024.5.31】

火災に遭われた方への支援パンフレット

支援制度の概要

このパンフレットは、火災に遭われた市民の皆様が、一日でも早く、
通常の生活に戻れるよう、支援制度等について取りまとめたものです。

いわき市

目 次

分類	No	支援制度名	頁
り災証明書	1	り災証明書の発行	1
医療・福祉・保険	2	国民健康保険税減免申請制度	2
	3	後期高齢者医療保険料減免申請制度	5
	4	国民年金保険料の免除	6
	5	介護保険料の減免	7
	6	介護保険利用者負担額免除	8
税	7	市税等の徴収の緩和制度	10
	8	個人市県民税の減免	10
	9	固定資産税及び都市計画税の減免	12
見舞金等	10	いわき市被災救助費救助金	13
	11	いわき市被災救助費弔慰金	13
子育て・教育	12	保育所利用者負担金の減免申請	13
	13	児童扶養手当等の特別措置	14
貸付金	14	生活福祉資金	15
	15	母子父子寡婦福祉資金貸付金	16
	16	母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払猶予	17
火災ごみ	17	火災ごみの減免	17
水道	18	水道使用の休止	18
事業者向け	19	一般貸付（日本政策金融公庫）	19
	20	マル経融資（一般枠）	19
	21	中小企業融資	19

参考:火災に係る支援制度の対象について

◎具体的な申請要件等については、各担当課等にお問い合わせください。（申請により支援が受けられる場合があります。）

掲載ページ	制 度	対 象	問合せ先
1	り災証明書の発行	火災による被害	最寄りの各消防署

掲載ページ	支援制度	種別	制度概要	対 象			問合せ先
				住家	非住家	人的被害	
2	国民健康保険税減免申請制度	減免	火災により被災した被保険者について、国民健康保険税の減免を行います。	○	—	○	国保年金課
5	後期高齢者医療保険料減免申請制度	減免	火災により被災した被保険者などについて、後期高齢者医療保険料の減免を行います。	○	—	○	国保年金課
6	国民年金保険料の免除	免除	火災により被災した被保険者について、国民年金保険料の免除を行います。	○	—	—	国保年金課
7	介護保険料の減免	減免	火災により被災した被保険者について、介護保険料の減額または免除を行います。	○	—	○	介護保険課
8	介護保険利用者負担額免除	減免	火災により被災した被保険者について、介護保険利用負担額の減免を行います。	○	—	○	介護保険課
10	市税等の徴収の緩和制度	猶予	火災により被害を受けた被災納税者について、市税等の徴収の猶予を行います。	○	○	○	税務課 各税務事務所
10	個人市県民税の減免	減免	火災により被害を受け、担税力を著しく喪失した方について、市県民税の減免を行います。	○	—	○	市民税課
12	固定資産税及び都市計画税の減免	減免	火災により被害を受け、利用価値を減じた家屋、償却資産を所有する方について、固定資産税及び都市計画税を減免します。	○	○	—	資産税課
13	いわき市被災救助費救助金	給付	火災により住家を焼失した方に救助金を支給します。	○	—	—	保健福祉課
13	いわき市被災救助費弔慰金	給付	火災により死亡された方の葬儀を行う方に弔慰金を支給します。	—	—	○	保健福祉課
13	保育所利用者負担金の減免申請	減免	火災により被害にあわれた保育所、認定こども園等の児童の保護者について、保育料を減免します。	○	○	○	こども支援課 各地区保健福祉センター
14	児童扶養手当等の特別措置	給付	火災により住宅、家財など損害を受けられた方は、特例措置が受けられる場合があります。	○	—	—	こども家庭課
15	生活福祉資金	貸付	低所得世帯や障がい者世帯等に資金の貸付けを行います。	○	○	—	いわき市社会福祉協議会 各地区協議会
16	母子父子寡婦福祉資金貸付金	貸付	母子家庭や父子家庭等の方に、資金の貸付けを行います。	○	○	○	こども家庭課
17	母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払猶予	猶予	火災により被害を受け、支払期日に償還が困難な場合、償還金の支払いを猶予できる場合があります。	○	○	○	こども家庭課
17	火災ごみの減免	減免	火災により被災した家屋で使用していた家財等のうち、市処理施設で受入可能なものについて、手数料の減免を行います。	○	—	—	資源循環推進課

No 1 リ災証明書の発行

種類	り災証明書発行
内容	火災により被害を受けた建物等の財産（建物本体や家財）について、確認・調査のうえ、り災証明書を発行します。 申請手数料が、1通につき250円かかります。 なお、火災による損害を記した「り災申告書」の提出をお願いします。
対象となる方	火災により、建物等の財産に被害を受けた方
必要書類等	・り災証明書交付申請書 提出時には、身分証を提示願います。 ※代理者が申請する場合には委任状が必要です。 （申請者の配偶者、同居親族の場合は不要です。）
受 付	・平消防署 （〒970-8026 いわき市平字正内町22 TEL0246-23-9700） ・小名浜消防署 （〒971-8101 いわき市小名浜字山神北39-2 TEL0246-92-5171） ・勿来消防署 （〒974-8232 いわき市錦町大島1 TEL0246-63-2248） ・常磐消防署 （〒972-8318 いわき市常磐関船町一丁目3-2 TEL0246-43-2080） ・内郷消防署 （〒973-8403 いわき市内郷綴町大木下18 TEL0246-26-3596） 詳しくは、次のQRコードからアクセスしてください。 
お問い合わせ	り災証明書の申請受付、調査の内容に関するお問い合わせ先 上記連絡先をお願いします。（平日のみ8時30分から17時まで）
その他	・り災証明書は、現地調査が必要なため、即日発行ができない場合がありますので、ご注意ください。 ・申請は、最寄りの消防署で行ってください。

No 2 国民健康保険税減免申請制度

支援の種類	減免															
支援の内容	火災により被災した被保険者について、申請により、発災月以降に納期の末日が到来する税額の減免を行います。															
対象となる方	次のいずれかに該当する世帯 1 納税義務者等が所有(居住)する家屋又は家財に災害を受けた世帯で次の要件を全て満たす世帯 (1) 火災による損害の金額（保険金、損害賠償金等を除いた額）が、その家屋又は家財の価格の 10 分の 3 以上ある場合 (2) 発災年度の前年中の世帯の合計所得金額が 1,000 万円以下の場合 2 納税義務者等の収入が減少した世帯で次の要件を全て満たす世帯（自己都合の退職の場合は除く） (1) 火災による被害を受けたことにより、失業・休業・廃業(営業不振は除く)し、又は、疾病・負傷により就労することができない場合 (2) 世帯の合計所得金額が発災年度の前年に比べ、10 分の 5 以上減少する見込みがある場合 (3) 発災年度の前年中の世帯の合計所得金額が 6 00 万円以下の場合 (4) 災害により生活に困窮し担税力が喪失した場合															
減免割合	1 納税義務者等が所有(居住)する家屋又は家財に災害を受けた世帯 (1) 対象となる税額 発災月以降に納期の末日が到来する国民健康保険税額の総額 (2) 減免割合 <table><tr><th>損害の程度</th><th colspan="2">減 額 又 は 減 免 の 割 合</th></tr><tr><th>世帯の 合計所得金額</th><th>10 分の3以上 10 分の5未満</th><th>10 分の5以上</th></tr><tr><td>500 万円以下の場合</td><td>2分の1</td><td>全 部</td></tr><tr><td>500 万円を超え 750 万円以下の場合</td><td>4分の1</td><td>2分の1</td></tr><tr><td>750 万円を超え 1000 万円以下の場合</td><td>8分の1</td><td>4分の1</td></tr></table> 2 納税義務者等の収入が減少した世帯 (1) 対象となる税額 申請があった月以降に納期の末日が到来する国民健康保険税額のうち、所得割額	損害の程度	減 額 又 は 減 免 の 割 合		世帯の 合計所得金額	10 分の3以上 10 分の5未満	10 分の5以上	500 万円以下の場合	2分の1	全 部	500 万円を超え 750 万円以下の場合	4分の1	2分の1	750 万円を超え 1000 万円以下の場合	8分の1	4分の1
損害の程度	減 額 又 は 減 免 の 割 合															
世帯の 合計所得金額	10 分の3以上 10 分の5未満	10 分の5以上														
500 万円以下の場合	2分の1	全 部														
500 万円を超え 750 万円以下の場合	4分の1	2分の1														
750 万円を超え 1000 万円以下の場合	8分の1	4分の1														

	(2) 減免割合				
	世帯の 合計所得金額	減少の割合			
		減 額 又 は 減 免 の 割 合			
		10 分の5以上 10 分の6未満	10 分の6以上 10 分の7未満	10 分の7以上 10 分の8未満	10 分の8 以上
	150 万円以下の 場合	10 分の5	10 分の6	10 分の7	10 分の8
	150 万円を超え 300 万円以下の 場合	10 分の4	10 分の5	10 分の6	10 分の7
	300 万円を超え 600 万円以下の 場合	10 分の3	10 分の4	10 分の5	10 分の6
※ 発災年度の前年中の所得が0やマイナスだった場合には、5割以上の減収があっても減免対象外となります。 ※ 非自発的失業（会社都合による離職）の軽減制度の対象となる方は、そちらの軽減制度が対象となりますので、今回の減免措置は対象外となります。 ただし、給与以外の事業収入等の減少が見込まれる方は、減免措置の対象となる場合があります。					
必要書類等	1 申請書（窓口に備え付けてあるほか、市ホームページに掲載） 2 納税通知書（※火災により汚損や焼失した場合等は省略可） 3 代理人が申請する場合は、委任状と代理人の身分証明書 なお、次の場合は、加えて下記の書類が必要となります。				
	区 分		書 類 名		
	納税義務者等が所有(居住)する家屋又は家財に災害を受けた場合		・ 被災証明書 ・ 住宅又は家財の損害明細書 ・ 保険金、損害賠償金等を確認できる書類 ・ 被災住所の所在地と住民票が異なる場合は、被災住所での居住が証明できる書類		
	収入が減少した場合（※1）		・ 収入状況等申告書 ・ 給与明細書等、年間の収入が確認できる書類 ・ 保険金、損害賠償金等を確認できる書類 ・ 雇用保険の明細書		

		・ 預貯金通帳（世帯全員分）
	事業を廃止した場合	・ ※Ⅰの場合の書類に加え、廃業届
	失業した場合 (自己都合の退職は除く)	・ ※Ⅰの場合の書類に加え、退職証明書等
	疾病・負傷により就労することができない場合	・ ※Ⅰの場合の書類に加え、診断書
※ 詳細については、お問い合わせください。		
受 付	申請期限 <u>納期限 7 日前までの申請が必要</u>となります（納期限を過ぎた期別分は対象外となります）。 納期限については、徴収方法によって異なりますので、お問い合わせください。 受付場所 国保年金課 国保税係（市役所本庁舎 1 階） 各税務事務所・各支所市民課 市民係（市民福祉係） 受付時間 9 時～16 時 30 分 ※平日のみの受付となります。 ※市民サービスセンターでは受付できません。 ※ご事情により申請期限までに申請ができない場合は、お問合せ先までご相談ください。	
お問い合わせ	国保年金課 国保税係 0246-22-7429	

No3 後期高齢者医療保険料減免申請制度

支援の種類	減免																		
支援の内容	①住宅等の損害による減免 被保険者又はその属する世帯の世帯主が家屋又は家財にその価格の10分の3以上の損害（保険金等で補填されるべき金額を控除した額）を受けた場合 ※発災年度の前年中の被保険者、被保険者の配偶者、世帯主の合計所得金額が1,000万円以上の方は対象になりません。 <table border="1"> <tr> <th>損害の程度</th><th>減免の割合</th></tr> <tr> <td>10分の3以上 10分の5未満</td><td>10分の5</td></tr> <tr> <td>10分の5以上</td><td>10分の10</td></tr> </table> ②世帯主の死亡等による減免 世帯主が死亡又は重大な障害若しくは長期入院したことにより、世帯主の合計所得金額の見込額が発災年度の前年中の合計所得金額に対し10分の5以上減少する場合（保険金等で補填されるべき金額を控除した額） ※発災年度の前年中の被保険者、被保険者の配偶者、世帯主の合計所得金額が1,000万円以上の方は対象になりません。 <table border="1"> <tr> <th>合計所得金額の見込額の減少の割合</th><th>減免の割合</th></tr> <tr> <td>10分の5以上 10分の7以下</td><td>10分の5</td></tr> <tr> <td>10分の7超</td><td>10分の10</td></tr> </table> ③所得の減少による減免 被保険者及び世帯主の合計所得金額の合計額の見込額が発災年度の前年中の合計所得金額に対し10分の5以上減少する場合（保険金等で補填されるべき金額を控除した額） ※発災年度の前年中の被保険者、被保険者の配偶者、世帯主の合計所得金額が1,000万円以上の方は対象になりません。 <table border="1"> <tr> <th>合計所得金額の合計額の見込額の減少の割合</th><th>減免の割合</th></tr> <tr> <td>10分の5以上 10分の7以下</td><td>10分の5</td></tr> <tr> <td>10分の7超</td><td>10分の10</td></tr> </table>	損害の程度	減免の割合	10分の3以上 10分の5未満	10分の5	10分の5以上	10分の10	合計所得金額の見込額の減少の割合	減免の割合	10分の5以上 10分の7以下	10分の5	10分の7超	10分の10	合計所得金額の合計額の見込額の減少の割合	減免の割合	10分の5以上 10分の7以下	10分の5	10分の7超	10分の10
損害の程度	減免の割合																		
10分の3以上 10分の5未満	10分の5																		
10分の5以上	10分の10																		
合計所得金額の見込額の減少の割合	減免の割合																		
10分の5以上 10分の7以下	10分の5																		
10分の7超	10分の10																		
合計所得金額の合計額の見込額の減少の割合	減免の割合																		
10分の5以上 10分の7以下	10分の5																		
10分の7超	10分の10																		
必要書類等	1 申請書（窓口に備え付けてあるほか、市ホームページに掲載） 2 住宅の損害の場合は、り災証明書 3 死亡、重篤な傷病、行方不明となった場合はそれを証する書類 4 保険金、損害賠償等の補てん金額がわかる書類																		

	5 代理人が申請する場合は、委任状と代理人の身分証明書
受 付	申請期限 <u>納期限 7 日前までの申請が必要</u>となります（納期限を過ぎた期別分は対象外となります）。 納期限については、徴収方法によって異なりますので、お問い合わせください。 受付場所 国保年金課 高齢者医療係（市役所本庁舎 1 階） 各支所市民課 市民係（市民福祉係） 受付時間 9 時～16 時 30 分 ※平日のみの受付となります。 ※市民サービスセンターでは受付できません。 ※ご事情により申請期限までに申請できない場合は、お問い合わせ先までご相談ください。
お問い合わせ	国保年金課 高齢者医療係 0246-22-7466

No4 国民年金保険料の免除

支援の種類	免除
支援の内容	災害により被災した被保険者について、申請により保険料の免除を行います。 ※申請日や納付状況により対象となる免除期間が異なります。
対象となる方	・ 所有する住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね 2 分の 1 以上の損害を受けられた方（保険金等により補充された金額を除く） ・ 事業の廃止または休止をした方、失業した方等
必要書類等	必要書類は別途お問い合わせください。
受 付	申請期限 保険料の納付期限から 2 年を経過する前まで 受付場所 国保年金課 国民年金係（市役所本庁舎 1 階） 各支所・市民サービスセンター 受付時間 9 時～16 時 30 分 ※平日のみの受付となります。
お問い合わせ	国保年金課 国民年金係 0246-22-7464
その他	免除の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した場合と比べて将来受給できる年金額が減額されます。

No 5 介護保険料の減免

支援の種類	減免																												
支援の内容	火災により被災したいわき市の介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）について、申請により、火災発生年度に賦課すべき保険料について、減額または免除となります。 ① 災害による減免 災害により、属する世帯の生計中心者等の住宅又は家財に、その価格の10分の2以上の損害を受けた場合。 ※ 保険金等の補てん金がある場合は損害額から差し引きます。 ※ 火災発生前年度の合計所得金額が1,000万円を超える場合は対象外です。 <table><tr><th rowspan="2">合計所得金額</th><th colspan="2">減免の割合</th></tr><tr><th>損害の程度が10分の2以上10分の7未満</th><th>損害の程度が10分の7以上</th></tr><tr><td>500万円以下</td><td>2分の1</td><td>全部</td></tr><tr><td>500万円超750万円以下</td><td>4分の1</td><td>2分の1</td></tr><tr><td>750万円超1,000万円以下</td><td>8分の1</td><td>4分の1</td></tr></table> ② 所得の減少による減免 災害により、属する世帯の生計中心者等の火災発生年中の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが減少し、その減少した額が火災発生前年中のそれぞれの収入額の10分の5以上となる場合。 または、災害により、生計中心者等が死亡・障がい者・重篤な傷病を負った場合。 <table><tr><th rowspan="2">合計所得金額</th><th colspan="2">減免の割合</th></tr><tr><th>損害の程度が10分の2以上10分の7未満</th><th>損害の程度が10分の7以上</th></tr><tr><td>150万円以下</td><td>2分の1</td><td>全部</td></tr><tr><td>300万円以下</td><td>4分の1</td><td>2分の1</td></tr><tr><td>600万円以下</td><td>8分の1</td><td>4分の1</td></tr></table>	合計所得金額	減免の割合		損害の程度が10分の2以上10分の7未満	損害の程度が10分の7以上	500万円以下	2分の1	全部	500万円超750万円以下	4分の1	2分の1	750万円超1,000万円以下	8分の1	4分の1	合計所得金額	減免の割合		損害の程度が10分の2以上10分の7未満	損害の程度が10分の7以上	150万円以下	2分の1	全部	300万円以下	4分の1	2分の1	600万円以下	8分の1	4分の1
合計所得金額	減免の割合																												
	損害の程度が10分の2以上10分の7未満	損害の程度が10分の7以上																											
500万円以下	2分の1	全部																											
500万円超750万円以下	4分の1	2分の1																											
750万円超1,000万円以下	8分の1	4分の1																											
合計所得金額	減免の割合																												
	損害の程度が10分の2以上10分の7未満	損害の程度が10分の7以上																											
150万円以下	2分の1	全部																											
300万円以下	4分の1	2分の1																											
600万円以下	8分の1	4分の1																											
対象となる方	1 災害により、属する世帯の生計中心者等の住宅又は家財に、その価格の10分の2以上の損害を受けた第1号被保険者 ※ 保険金等の補てん金がある場合は損害額から差し引きます。 ※ 火災発生前年度の合計所得金額が1,000万円を超える場合は																												

	対象外です。 2 災害により、属する世帯の生計中心者等の火災発生年中の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが減少し、その減少した額が火災発生前年中のそれぞれの収入額の10分の5以上となる第1号被保険者 ※ 保険金等の補てん金がある場合は損害額から差し引きます。 ※ 火災発生年中の合計所得金額の見込み額が600万円を超える場合は対象外です。 3 災害により、生計中心者等が死亡・障がい者・重篤な傷病を負った第1号被保険者
必要書類等	1 減免申請書（窓口に備え付け） 2 住宅の損害の場合は、火災証明書 3 保険金・損害賠償金等により補てんされる金額がわかる書類 4 所得減少の場合は、当該年の所得の見込み額を確認できる書類 5 死亡、行方不明、障がい者、重篤な傷病となった場合は、それを証する書類
受付	介護保険課または各地区保健福祉センター ※平日のみの受付となります。
お問い合わせ	介護保険課 介護保険係 0246-22-7616

No 6 介護保険利用者負担額減免

支援の種類	減免														
支援の内容	火災により被災したいわき市の介護保険の要介護・要支援被保険者について、申請により、介護保険利用者負担額を減免します。 （介護保険施設等における食費・居住費は除く。） （減免期間：申請書を提出した日の属する翌月から１年間） ① 災害による減免 災害により、要介護・要支援被保険者又はその属する世帯の生計中心者の住宅又は家財に、その価額の１０分の２以上の損害を受け前年の合計所得が１,０００万円以下であるとき（損害の程度は、保険金・損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。） <table><tr><th rowspan="2">令和５年の合計所得金額</th><th colspan="2">減免の割合</th></tr><tr><th>損害額が１０分の２以上 １０分の７未満</th><th>損害額が１０分の７以上</th></tr><tr><td>５００万円以下</td><td>１００分の９７</td><td>１００分の１００</td></tr><tr><td>５００万円超７５０万円以下</td><td>１００分の９５</td><td>１００分の９７</td></tr><tr><td>７５０万円超１,０００万円以下</td><td>１００分の９２</td><td>１００分の９５</td></tr></table>	令和５年の合計所得金額	減免の割合		損害額が１０分の２以上 １０分の７未満	損害額が１０分の７以上	５００万円以下	１００分の９７	１００分の１００	５００万円超７５０万円以下	１００分の９５	１００分の９７	７５０万円超１,０００万円以下	１００分の９２	１００分の９５
令和５年の合計所得金額	減免の割合														
	損害額が１０分の２以上 １０分の７未満	損害額が１０分の７以上													
５００万円以下	１００分の９７	１００分の１００													
５００万円超７５０万円以下	１００分の９５	１００分の９７													
７５０万円超１,０００万円以下	１００分の９２	１００分の９５													

	② 所得の減少による減免 要介護・要支援被保険者又は生計中心者の当該年の合計所得金額の見込額が前年の合計所得金額の 10 分の 5 以上減少し、かつ、生計中心者の当該所得見込み額が、600 万円以下であるとき （合計所得金額の見込額には、保険金・損害賠償金等により補てんされる金額を含む） <table><tr><th rowspan="2">令和 6 年の合計所得金額</th><th colspan="2">減免の割合</th></tr><tr><th>減少額が10分の5以上 10分の7未満</th><th>減少額が10分の7以上</th></tr><tr><td>150万円以下</td><td>100分の100</td><td>100分の100</td></tr><tr><td>300万円以下</td><td>100分の95</td><td>100分の97</td></tr><tr><td>600万円以下</td><td>100分の95</td><td>100分の95</td></tr></table>	令和 6 年の合計所得金額	減免の割合		減少額が10分の5以上 10分の7未満	減少額が10分の7以上	150万円以下	100分の100	100分の100	300万円以下	100分の95	100分の97	600万円以下	100分の95	100分の95
令和 6 年の合計所得金額	減免の割合														
	減少額が10分の5以上 10分の7未満	減少額が10分の7以上													
150万円以下	100分の100	100分の100													
300万円以下	100分の95	100分の97													
600万円以下	100分の95	100分の95													
対象となる方	1 災害により、要介護・要支援被保険者又はその属する世帯の生計中心者の住宅又は家財に、その価格の 10 分の 2 以上の損害を受け、介護保険のサービスを利用されている方 2 要介護・要支援被保険者又は生計中心者の当該年の合計所得金額の見込額が前年の合計所得金額の 10 分の 5 以上減少し、かつ、生計中心者の当該所得見込み額が、600 万円以下であるとき、介護保険のサービスを利用されている方														
必要書類等	1 申請書 2 住宅の損害の場合は、り災証明書 3 保険金・損害賠償金等により補てんされる金額がわかる書類 4 所得減少の場合は、当該年の所得の見込み額を確認できる書類 5 死亡、行方不明、障がい者、重篤な傷病となった場合は、それを証する書類														
受 付	介護保険課介護保険係（市役所本庁舎 1 階） ※平日のみの受付となります。														
お問い合わせ	介護保険課 介護保険係 0246-22-1193														

No7 市税等の徴収の緩和制度

支援の種類	徴収の猶予		
支援の内容	火災により被害を受け、一時的に納付することが困難な場合は、申請により被災納税者の市税等について、徴収を猶予することができます。		
対象となる方	火災によりその財産に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。		
必要書類等	必要書類は別途お問い合わせください。		
受付	受付場所：地区により次のとおりとなります。		
	受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時		
	※平日のみの受付となります。		
	※年末年始は受付を行いません。		
	地区名	課等名	所在地
	平・小川・川前	税務課	平字梅本 21
	小名浜	小名浜税務事務所	小名浜花畑町 15-1
	勿来・田人	勿来税務事務所	錦町大島 1
お問い合わせ	常磐・遠野	常磐税務事務所	常磐湯本町吹谷 76-1
	内郷・好間・三和	内郷税務事務所	内郷綴町榎下 46-2
	四倉・久之浜・大久	四倉税務事務所	四倉町字西四丁目 11-3
	地区により次のとおりとなります。		
	課等名	電話番号	
	税務課	0246-22-7423（直通）	
	小名浜税務事務所	0246-54-2111 内線 5132～5136	
	勿来税務事務所	0246-63-2111 内線 5332～5335	
常磐税務事務所	0246-43-2111 内線 5531～5534		
内郷税務事務所	0246-26-2111 内線 5732～5734		
四倉税務事務所	0246-32-2113 内線 5926～5927		

No8 個人市県民税の減免

支援の種類	減免
支援の内容	火災により、特に甚だしい被害を受け、担税力を著しく喪失したと認められる方について、市県民税を減免します。 1 減免の対象となる税額 災害にあった年度に課税すべき税額のうち、災害にあった日以後に納期の末日が到来する税額（納付済みのものを除く） 2 減免の割合等 (1) 災害により納税義務者が死亡したときは、 全部

	(2) 災害により生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなったときは、全部 (3) 災害により障がい者となったときは、10分の9 (4) 災害により自己所有の住宅又は家財に10分の3以上の損害を受けた方のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下の方は、損害の程度と前年の合計所得金額に応じて8分の1から全額を減免 ※アパートや貸家などにお住まいの方は、住宅の損害には該当しません。 ※地震保険、自然災害保険、共済金、家財保険などの補てん金額がある場合は、損害額から当該補てん金額を差し引きします。
対象となる方	個人市県民税が課税されている方で、被災された方
必要書類等	申請に必要な者 (1) 申請書等（受付場所に備えてあるほか、市ホームページに掲載してあります。） (2) 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） (3) 災害発生年度市民税・県民税納税通知書（課税明細） ※災害により紛失等した場合には省略可 (4) 同一生計以外の代理人が申請する場合は、委任状（委任者（頼んだ人）の氏名は必ず自署が必要） (5) 災害により死亡した場合 ・死亡診断書等死亡したことが確認できる書類 (6) 災害により生活保護法の規定による生活扶助を受給した方 ・生活保護受給証明書 (7) 災害により障がい者となった方 ・身体障害者手帳等 (8) 災害により住宅又は家財に損害を受けた方 ・損害額や補てん金額が分かる書類 ・災害発生年度固定資産税・都市計画税納税通知書（課税明細） ※災害により紛失等した場合には省略可
受 付	1 受付場所 市民税課（市役所本庁舎2階） 2 受付期限 納期限前7日まで 3 受付時間 9時～16時30分

	※平日のみの受付となります。 ※年末・年始は受付を行いません。 ※支所、税務事務所、市民サービスセンターでは受付はいたしません。
お問い合わせ	市民税課 0246-22-7426、0246-22-7427

No9 固定資産税及び都市計画税の減免

支援の種類	減免
支援の内容	火災により損害を受け、利用価値を減じた家屋、償却資産を所有する方について、固定資産税及び都市計画税を減免します。 ○減免の対象となる税額 火災にあった年度に課税すべき税額のうち、火災にあった日以後に納期の末日が到来する税額（納付済みのものを除く）
減免の基準	○家屋・償却資産 被災した家屋または償却資産の価格について 10 分の 2 以上の価値を減じた場合・・・損害の程度に応じて 10 分の 4～全部
必要書類等	1 申請書 2 消防署長が発行するり災証明書 3 納税通知書（課税明細書）※火災により紛失した場合は省略可 4 償却資産に被害があった場合 ・被災償却資産明細書（一品別）※火災により紛失した場合は省略可 ・修理費用等に係る領収書等 5 代理人が申請する場合は委任状
受 付	1 受付場所 資産税課（市役所本庁舎 2 階） 各税務事務所(小名浜、勿来、常磐、内郷、四倉)、各支所 2 受付期限 納期限前 7 日まで 3 受付時間 9 時～16 時 30 分 ※平日のみの受付となります。 ※市民サービスセンターでは受付はいたしません。
お問い合わせ	資産税課 0246-22-7432、7433（家屋） 0246-22-7434（償却資産）

No10 いわき市被災救助費救助金

支援の種類	給付
支援の内容	火災により住家を焼失した市民に救助金を支給します。 ※生活の本拠としていた住家に限る。 ○全焼した場合 1世帯につき10万円 被災者1人につき2万円 ○半焼した場合 1世帯につき5万円 被災者1人につき1万円
対象となる方	「全焼」「半焼」のり災証明を受けた世帯。
必要書類	り災証明書(写し可)、世帯主名義の通帳の写し
受 付	各地区保健福祉センター 8時30分～17時(平日のみ)
お問い合わせ	保健福祉課 0246-22-7451

No11 いわき市被災救助費弔慰金

支援の種類	給付
支援の内容	火災により死亡された方の葬祭を行う方に、弔慰金を支給します。 ○大人 20万円 ○小人 10万円
対象となる方	火災により死亡された方の葬祭を行う方
必要書類等	り災証明書(写し可)、葬祭を行う方の通帳の写し
受 付	各地区保健福祉センター 8時30分～17時(平日のみ)
お問い合わせ	保健福祉課 0246-22-7451

No12 保育所利用者負担金の減免申請

支援の種類	減免
支援の内容	火災により被害にあわれたいわき市の保育所、認定こども園、地域型保育事業所の3号認定児童の保護者について、申請により、次のとおり保育所利用者負担金(保育料)を減免します。
対象となる方	・収入が激減し、保育料の負担が困難となっている方 失業等により収入が激減した期間について、現在の収入に応じた保育料の階層に変更します。 (収入の状況によっては、保育料が変わらない場合もあります。)
必要書類等	収入が激減した時から直近までの各月の収入がわかる書類
受 付	担当保育所等を管轄する地区保健福祉センターへ

お問い合わせ	担当保育所等を管轄する地区保健福祉センターは次のとおり。		
	各地区保健福祉センター等名	係名・電話番号	担当する保育所(園)
	平地区保健福祉センター	福祉介護係 0246-22-7457	平地区の保育所(園)等、小島保育園・若葉台保育園
	小名浜地区保健福祉センター	福祉介護係 0246-54-2111 (内線 5174・5175)	小名浜地区の保育所等
	勿来・田人地区保健福祉センター	福祉介護係 0246-63-2111 (内線 5375・5376)	勿来地区・田人地区の保育所(園)等
	常磐・遠野地区保健福祉センター	福祉介護係 0246-43-2111 (内線 5574・5575)	常磐・遠野地区の保育所(園)等 (若葉台保育園を除く)
	内郷・好間・三和地区保健福祉センター	福祉介護係 0246-27-8691	内郷・好間・三和の保育所(園)等 (小島保育園を除く)
	四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	福祉係 0246-32-2114	四倉・久之浜大久地区の保育所(園)等
	小川・川前地区保健福祉センター	福祉係 0246-83-1329	小川・川前地区の保育所(園)等
	こども支援課	保育・教育係 0246-22-7458	

No13 児童扶養手当等の特別措置

支援の種類	給付
支援の内容	火災により住宅・家財などの財産価格のおおむね2分の1以上の損害を受けられた方は、所得制限を解除し、全部支給となる特例措置を受けられる場合があります。
対象となる方	児童扶養手当の所得制限を受けている場合で、自己または所得税法上の控除対象配偶者および扶養親族の所有する財産について概ね2分の1以上の損害を受けた方 ・ 所得制限を受けていない場合（全部支給）は対象外です。 ・ 被害金額には保険金で補てんされた額は含みません。 ・ 被災した年の所得が所得制限限度額以上であった場合は、後日

	返還が必要です。 ・ 所得税法上扶養していない親族の損害については対象になりません。
必要書類等	1 新規認定請求者の場合 ①児童扶養手当認定請求書及び、支給要件により必要とする書類 ②児童扶養手当被災状況書 (り災証明書、被災証明書がある場合は、その写しを添付) 2 受給者の場合 ①児童扶養手当被災状況書 (り災証明書、被災証明書がある場合は、その写しを添付)
受 付	各地区保健福祉センター
お問い合わせ	こども家庭課 0246-27-8563

No14 生活福祉資金

支援の種類	貸付
支援の内容	・ 福祉資金 福祉費：上限 150 万円以内 災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・ 福祉資金 緊急小口資金：上限 10 万円以内 再就職にあたり、初回の給与が出るまで生活費が必要なとき 火災等の被災によって生活費が必要なとき ・ 総合支援資金 生活支援費：2人以上世帯月額 20 万円以内 単身世帯月額 15 万円以内 失業等により収入が減少し、生活の立て直しのために継続的な相談支援や求職活動を行う間の生活費が必要なとき（※いわき市生活就労支援センターの面談が必須となります。） ※返済が必要となります。
対象となる方	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯 ※所得基準があります。
必要書類等	・ 本人及び世帯状況が確認できる書類、世帯収入がわかる書類、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となったことが分かる書類（り災証明書など）等
受 付	いわき市社会福祉協議会の各地区協議会 ・ 平地区協議会（0246-22-6441） ・ 小名浜地区協議会（0246-54-2111） ・ 勿来地区協議会（0246-63-2111） ・ 常磐地区協議会（0246-43-2111） ・ 内郷地区協議会（0246-27-8707） ・ 四倉地区協議会（0246-32-2114）

	・遠野地区協議会（0246-89-2111） ・小川地区協議会（0246-84-9145） ・好間地区協議会（0246-36-2221） ・三和地区協議会（0246-86-2111） ・田人地区協議会（0246-69-2111） ・川前地区協議会（0246-84-2111） ・久之浜大久地区協議会（0246-82-2111）
お問い合わせ	各地区協議会 ※お住いの地区にある各地区協議会へ問合せください。
その他	※その他、条件や必要書類がありますので、お問い合わせください。

No15 母子父子寡婦福祉資金貸付金

支援の種類	貸付金
支援の内容	母子家庭や父子家庭等の方に、用途に応じた必要な資金の貸し付けを行います。 ・生活資金：上限(月額)10万8千円 知識技能を習得している間や、失業中の生活を安定、継続するために必要な資金を貸し付けます。 ・住宅資金：上限200万円（対象：住家） 災害等で住居が全壊した方に、建設費や補修費を貸し付けます。 ・事業開始資金：上限326万円（対象：非住家） 事業を開始するために必要な設備等を購入するために必要な資金を貸し付けます。 ・事業継続資金：上限163万円（対象：非住家） 現在営んでいる事業を継続するために必要な資金（商品、材料の購入費等）を貸し付けます。 ※返済が必要となります。
対象となる方	母子家庭・父子家庭等の方。（資金の内容によって、その他条件があります。）
必要書類等	消防署長の発行した罹災証明書
受付	各地区保健福祉センター
お問い合わせ	こども家庭課 0246-27-8563
その他	※その他、条件や必要書類がありますので、お問い合わせください。

No16 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払猶予

支援の種類	償還金の支払猶予
支援の内容	火災により被害を受け、支払期日に償還を行うことが著しく困難な場合は、償還金の支払いを猶予することができます。 この場合、1年以内の償還金の支払い猶予期間を設けることができます。また、この猶予期間中は、利子が課せられません。
対象となる方	母子父子寡婦福祉資金の貸付を受けている方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
必要書類等	り災証明書 その他、必要な書類については、お問い合わせください。
受 付	各地区保健福祉センター
お問い合わせ	こども家庭課 0246-27-8563

No17 火災ごみの減免

支援の種類	手数料減免
内容	Ⅰ 支援内容 市内で起きた火災によりり災された方の事情を考慮し、被災した家屋（<u>一般住宅のみ</u>）で使用していた家財等のうち、市の処理施設で受入可能なものについては、手数料を減免します。 なお、火災による手数料の減免は、資源循環推進課又は各支所での事前申請が必要です。 （Ⅰ）搬入できるごみ 住居で使用していた家財等が対象です。搬入するごみにより、受入施設が異なるため、必ず可燃物と不燃物に分けてください。大きさ180cm未満・重さ50kg未満です。 ただし、事業者が解体作業により発生した廃棄物については、産業廃棄物であるため、市の処理施設では受け入れできません。 【搬入施設】 可燃物：北部清掃センター、南部清掃センター 不燃物：クリンピーの丘 （Ⅱ）搬入できないごみ ・建築物に係る部分（基礎部分、外壁材、鉄筋等） ・家電リサイクル対象品目 ・パソコンリサイクル対象品目 ・市の施設で処理できないもの ※大きさ180cm・重さ50kgの規格寸法以上のものは、市の施設では処理できません。民間の廃棄物処理業者に依頼して処理していただくこととなります（一般廃棄物収集運搬許可業者及び産業廃棄

	物収集運搬許可業者については、市公式ホームページをご覧ください。また、施設の処理機能の都合により、直径 15cm 以上・長さ 180cm 以上の木材は受入れできません。 (3) 搬入できる方 り災者本人かご家族の方が運ぶか、一般廃棄物収取運搬許可業者に運搬を依頼してください。知人や隣組の方等が運ぶ場合は、り災者本人かご家族の方が車両に同乗してください。
対象となる方	火災により住宅に被害を受けた方（一般住宅のみ） 店舗などの住居以外の用途を兼ねた建物の場合は住居部分のみ対象となります。
必要書類等	1 り災証明書（消防署で発行されたもの） 2 その他申請内容を確認するために必要となる書類 ※窓口で必要書類を記載のうえ、申請いただく必要があります。申請にあたり、持ち込みする車両の車両番号や、火災ごみの総量見込み（可燃・不燃ごみそれぞれ）が必要となります。
受 付	1 平地区・・・・・・市役所 6 階 資源循環推進課 2 上記以外の地区・・各支所 ※ 平日のみ、午前 8 時 30 分～午後 5 時、12/29～1/3 を除く
お問い合わせ	資源循環推進課 0246-22-7559
その他	搬入の際に市の施設で受入できないものを持ち込んでしまった場合は持ち帰りいただき、民間の廃棄物処理業者に依頼して処理していただくこととなります。

No18 水道使用の休止

種類	水道使用休止のご連絡のお願い
内容	火災に伴い水道使用を休止されるお客様は、ご連絡をお願いします。 被災日を含む使用期間の水道料金等につきましては、ご連絡をいただいた時にご説明いたします。
対象となる方	火災に伴い水道使用を休止されるお客様
必要書類等	なし
受 付	いわき市水道料金お客様センター 〒970-8026 いわき市平字童子町 2-5(水道局庁舎 1 階)
お問い合わせ	電話：0246-22-9300 FAX：0246-22-7878
その他	下水道使用料及び地域污水处理施設使用料は、水道使用休止と併せて受付し、同様の取扱いとなります。

No19 一般貸付（日本政策金融公庫）

支援の種類	貸付										
支援の内容	<貸付内容> <table> <tr> <td>資金使途</td><td>運転資金、設備資金</td></tr> <tr> <td>融資限度額</td><td>4,800 万円</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>運転資金 5 年以内（うち据置 1 年以内） 設備資金 10 年以内（うち据置 2 年以内）</td></tr> <tr> <td>融資利率</td><td>返済期間又は担保の有無によって異なる利率が適用されます。</td></tr> <tr> <td>担保</td><td>審査により担保が必要となる場合があります。</td></tr> </table> ※融資につきましては、日本政策金融公庫の審査により決定されますので、ご了承ください。	資金使途	運転資金、設備資金	融資限度額	4,800 万円	融資期間	運転資金 5 年以内（うち据置 1 年以内） 設備資金 10 年以内（うち据置 2 年以内）	融資利率	返済期間又は担保の有無によって異なる利率が適用されます。	担保	審査により担保が必要となる場合があります。
資金使途	運転資金、設備資金										
融資限度額	4,800 万円										
融資期間	運転資金 5 年以内（うち据置 1 年以内） 設備資金 10 年以内（うち据置 2 年以内）										
融資利率	返済期間又は担保の有無によって異なる利率が適用されます。										
担保	審査により担保が必要となる場合があります。										
対象となる方	日本政策金融公庫の融資対象業種であること										
お問い合わせ	日本政策金融公庫いわき支店 0570-008545（ナビダイヤル）										

No20 マル経融資（一般枠）

支援の種類	貸付								
支援の内容	<貸付内容> <table> <tr> <td>資金使途</td><td>運転資金、設備資金</td></tr> <tr> <td>融資限度額</td><td>2,000 万円</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>運転資金 7 年以内（うち据置 1 年以内） 設備資金 10 年以内（うち据置 2 年以内）</td></tr> <tr> <td>融資利率</td><td>年 1.35%</td></tr> </table> ※融資につきましては、審査により決定されますので、ご了承ください。	資金使途	運転資金、設備資金	融資限度額	2,000 万円	融資期間	運転資金 7 年以内（うち据置 1 年以内） 設備資金 10 年以内（うち据置 2 年以内）	融資利率	年 1.35%
資金使途	運転資金、設備資金								
融資限度額	2,000 万円								
融資期間	運転資金 7 年以内（うち据置 1 年以内） 設備資金 10 年以内（うち据置 2 年以内）								
融資利率	年 1.35%								
対象となる方	① いわき商工会議所管内で最近 1 年以内事業を営んでいること。 ② いわき商工会議所の経営指導を 6 ヶ月以上受けていること。 ③ 納税額（所得税、法人税、住民税等）を完納していること。 ④ 商工業者で日本政策金融公庫の融資対象業種であること。								
お問い合わせ	いわき商工会議所 中小企業相談所 0246-25-9151								

No21 中小企業融資

支援の種類	貸付						
支援の内容	<貸付内容> <table> <tr> <td>資金使途</td><td>運転資金、設備資金</td></tr> <tr> <td>融資限度額</td><td>3,000 万円</td></tr> <tr> <td>融資期間</td><td>10 年以内（うち据置 2 年以内）</td></tr> </table>	資金使途	運転資金、設備資金	融資限度額	3,000 万円	融資期間	10 年以内（うち据置 2 年以内）
資金使途	運転資金、設備資金						
融資限度額	3,000 万円						
融資期間	10 年以内（うち据置 2 年以内）						

	融資利率	年 2.20%以内
	担保	審査により担保が必要となる場合があります。
	※融資につきましては、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。	
対象となる方	① 市内で同一事業を１年以上継続して営んでおり、市税を完納している方 ② 県信用保証協会の対象業種であり、中小企業信用保険法第２条第１項に該当する中小企業者であること ③ 事業計画が妥当と認められること	
お問い合わせ	市内金融機関（秋田銀行、七十七銀行、東邦銀行、常陽銀行、福島銀行、大東銀行、ひまわり信用金庫、あぶくま信用金庫、いわき信用組合）	

令和6年5月31日現在の情報を基に作成しております。今後内容等が変更される場合もありますので、あらかじめご了承ください。

発行年月 令和6年5月

発行編集 いわき市保健福祉部 保健福祉課 保健福祉係

〒970-8686

福島県いわき市平字梅本21番地

TEL.0246-22-7451

FAX.0246-22-7590
